

地方分権改革の推進に関する意見

地方分権改革は、個性豊かな地域社会を形成し、少子高齢社会への対応などの諸課題に迅速・的確に対応するため、住民に身近な地方へ権限と税財源を移譲し、地方の自主性・自立性を高め、地方の実情に対応できる総合的な行財政システムを確立しようとするものである。

しかし、平成18年度までの「三位一体の改革」は、3兆円規模の税源移譲が実現したものの、その規模・内容とも、本来の地方分権の趣旨とはあまりにもかけ離れた不十分な改革に終わった。平成7年5月の地方分権推進法の成立から12年が経過した現在も、法令や国庫補助負担金等を通じた国による過剰な関与・規制、義務付け等が、地方行政の自由度を損ない、地域のニーズへの的確な対応を困難にしている。

こうした中、政府は、地方分権改革推進法に基づき本年4月に「地方分権改革推進委員会」を設置し、今後3年間の第二期地方分権改革論議をスタートさせた。

そこで、本日、八都県市は、今後の地方分権改革が、地方の自主性・自立性を高める真の地方分権改革となるよう、次のとおり意見を表明する。

- 1 政府は、第二期地方分権改革を進めるに当たって、次のことに留意すること。
 - (1) 地方分権改革推進委員会が、地方と十分に意見交換をした上で調査審議を進め、「あるべき地方分権改革の姿」を提言できるよう配慮すること。
 - (2) 第二期地方分権改革を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の最重要課題として位置付け、地方の意見を十分聴き、地方の求める真の地方分権改革を政治主導で実現すること。
 - (3) 地方分権改革の意義について、国においても国民の視点に立った広報を積極的に展開すること。
- 2 地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み（「(仮)地方行財政会議」）を法律により設置すること。
- 3 国は、外交、防衛、司法等のほか、例えば、少子化、地球環境問題等の分野においても国による戦略的な取組みが必要なものなど、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるという地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の見直しと権限移譲を進め、国による関与、義務付け・枠付け等を大幅に廃止・縮小するとともに、国と地方による二重行政を解消すること。

4 地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的に推進すること。

(1) 税源移譲に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分とするため、消費税等の基幹税からの税源移譲を実現すること。

(2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化した上で、国による義務付けや政策誘導を排除するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な交付税総額の削減は行わないこと。

(3) 国庫補助負担金については、国の財政再建や各省庁の個別利害を優先することなく、地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。

併せて、国の地方に対する過剰な関与・規制を早急に廃止すること。

5 特に、新たな地方税財政制度は、我が国最大の大都市圏である八都庁市の行政需要が的確に反映されるなど、それぞれの地域の特性に応じたものとする。

6 政府が表明している「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央省庁の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担の根本的な見直しなどについて、十分な議論を行うこと。また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論如何にかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

平成 19 年 5 月 30 日

八都庁市首脳会議

座長	千葉県知事	堂本 暁子
	埼玉県知事	上田 清司
	東京都知事	石原 慎太郎
	神奈川県知事	松沢 成文
	横浜市長	中田 宏
	川崎市長	阿部 孝夫
	千葉市長	鶴岡 啓一
	さいたま市長	相川 宗一